

南山大学公的研究費の不正使用に係る調査等実施規則

(目的)

第1条 南山大学公的研究費執行管理規程第13条および南山大学研究不正調査委員会規程第3条に基づき、科学研究費補助金を始めとする学外から獲得した公的研究費等の不正使用に関する相談受付、通報受付、調査の手続について定める。

② 本学が配分する研究費の不正使用に関する相談受付、通報受付、調査の手続きについては、本規則を準用する。

(受付手続)

第2条 相談および通報は、電子メール、ファクシミリ、書面、電話または面談で行うことができる。

② 通報は、顕名により行われ、不正を行ったとする者、不正の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されてなければならない。ただし、通報者は、氏名の秘匿を希望することができる。

③ 通報窓口は、不正使用に係る通報の受付および提供された情報の整理を行い、速やかにその内容を最高管理責任者に報告する。

④ 第1項の通報のうち、書面など通報窓口が受け付けたか否かを通報者が知り得ない方法の場合は、通報者に受け付けたことを報告する。ただし、通報として受け付けないと判断した場合は、通報者に報告しない。

(相談)

第3条 通報の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して通報の意思の有無を確認する。

② 相談の内容が、公的研究費の不正使用が行われようとしている、または公的研究費の不正使用を求められている等である場合は、相談窓口は最高管理責任者に報告する。

③ 前項の報告があった場合は、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認められた場合は、その報告内容に係る者に対して警告を行う。

(職権による調査)

第4条 最高管理責任者は、第2条の通報があった場合および次に掲げる不正使用に係る情報を得た場合は、調査の開始を研究不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）に命ずることができる。

- 1 研究者等の所属学部等から不正使用の疑いがある旨の報告を受けた場合
- 2 大学から監査その他の方法により研究者等の不正使用に係る情報を得た旨の報告を受けた場合
- 3 報道、会計検査院等からの指摘およびその他信頼性のある不正使用の情報を得た場合

② 前項各号の報告の受付および提供された情報の整理は、学長室が行う。

(他の研究機関との合同調査)

第5条 本学の研究者に対して他の研究機関で行った研究活動に係る通報があった場合等において、他の研究機関と合同で調査することができる。

(予備調査)

第6条 調査委員会は、第4条により調査の開始を命ぜられた場合は、予備調査部会（以下

第4部 公的研究費の不正使用に係る調査等実施規則

「部会」という。)を置き、当該案件の内容について疑義の合理性、本調査の実施可能性等の予備調査を速やかに行う。

- ② 部会は、予備調査の実施に当たっては、通報者からの事情聴取または通報に係る書面に基つき、調査する。
- ③ 部会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して事情聴取を行うことができる。
- ④ 部会は、予備調査の実施に当たっては、通報者および調査対象者の秘密を守るため、当該者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。
- ⑤ 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - 1 調査委員のうちから調査委員長が指名する者 若干名
 - 2 その他調査委員会が必要と認めた者
- ⑥ 前項の委員は、通報者および調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- ⑦ 部会の長は、第5項第1号の委員のうちから、調査委員長が指名する。

(予備調査結果の報告)

第7条 部会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を調査委員会に報告しなければならない。

- ② 調査委員会は、前項の報告に基づき、不正使用の存在の可能性を判定し、本調査実施の有無を最高管理責任者に報告しなければならない。
- ③ 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用においては、本調査の実施の有無を通報等の受付から30日以内に配分機関に報告しなければならない。また、調査方針、調査対象および方法等についても、報告・協議しなければならない。
- ④ 調査委員会は、不正使用の存在が認められず本調査を行う必要がないと判定した場合には、通報者および調査対象者(ただし、前条第3項の規定により事情聴取を行った者に限る。)に通知しなければならない。また、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等および通報者の求めに応じて開示する。

(予備調査に関する異議申立て)

第8条 通報者は、前条第4項の通知に対し、正当な理由がある場合、1回に限り、異議の申立てをすることができる。

- ② 前項の異議申立ては、通知を受けてから1週間以内に、異議申立書を調査委員長に提出することにより行わなければならない。
- ③ 調査委員会は、異議申立てが妥当であると判断した場合は、本調査実施の有無について再検討を行う。
- ④ 前項において、調査委員会は、再度予備調査を行うことができる。
- ⑤ 前項の予備調査は、必要に応じて部会委員の交代、追加または除外を行う。

(本調査)

第9条 予備調査により不正使用の存在の可能性が認められた場合には、調査委員会は、速やかに本調査を実施しなければならない。

- ② 調査委員会は、本調査の実施に当たっては、通報者および調査対象者からの事情聴取ならびに通報に係る書面に基つき、不正使用の有無、不正の内容、関与した者、その関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
- ③ 調査委員会は、本調査の実施に当たっては、通報者および調査対象者の秘密を守るため、当該者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。
- ④ 最高管理責任者は、不正使用の存在の可能性が認められた場合には、決定までの間、通報および情報のあった研究に関わる研究費の支出の停止を命ずる。

- ⑤ 調査委員長は、調査委員会の設置にあたり、調査委員の氏名・所属を通報者および調査対象者に伝達し、1週間以内であれば異議申立てを受け付ける。異議申立ての内容が妥当と判断した時は、当該調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者および調査対象者に通知する。
- ⑥ 調査委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 1 関係者からの事情聴取
 - 2 関係資料等の調査
 - 3 証拠となる資料およびその他関係書類の保全措置
 - 4 その他本調査の実施について、必要と認められる事項
- ⑦ 前項の調査に当たっては、公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、漏えいすることがないように、十分配慮しなければならない。
- ⑧ 通報された案件に係る研究活動が行われた研究機関が本学でない場合は、調査委員会は当該案件に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるよう当該研究機関に依頼する。
- ⑨ 調査委員会は、第6項第3号および前項の措置に必要な場合を除き、調査対象者の研究活動を制限してはならない。
- ⑩ 調査委員会は、本調査の結果を最高管理責任者に報告しなければならない
- ⑪ 公的研究費の不正使用においては、本調査の結果、不正の事実が一部でも確認された場合、文部科学省および配分機関に報告しなければならない。
- ⑫ 前項のほか、調査の終了前であっても、配分機関の求めに応じて調査の進捗状況報告および調査の中間報告の提出に応じなければならない。また、調査に支障のあるなどの正当な事由がある場合を除いて当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じなければならない。

(判定)

第10条 調査委員会は、前条の本調査の結果をもとに不正使用の有無、不正の内容、関与した者、その関与の程度、不正使用の相当額等について判定を行う。

- ② 調査委員会は、調査対象者の自認を唯一の証拠とせず、調査によって得られた物的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正使用か否かの判定を行う
- ③ 不正使用が行われなかったと判定される場合において、通報が悪意（調査対象者を陥れるため、または調査対象者が行う研究を妨害するためなど、専ら調査対象者に何らかの損害を与えることや調査対象者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の判定を行う。
- ④ 調査委員会は、第1項および前項の判定に当たっては、調査対象者に対し、書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(本調査・判定結果の通知)

第11条 調査委員会は、本調査の開始から90日以内に前条の判定の結果を最高管理責任者に速やかに報告しなければならない。

- ② 調査委員会は、調査の内容、判定結果、調査および判定を行った者の氏名と所属を、通報者および調査対象者に通知しなければならない。

(本調査・判定に関する異議申立て)

第12条 不正使用が行われたと判定された調査対象者または通報が悪意であると判定された通報者は、前条第2項の通知内容に関して、正当な理由がある場合、1回に限り、異議の申立てをすることができる。

- ② 前項の異議申立ては、通知を受けてから10日以内に、異議申立書を調査委員長に提出することにより行わなければならない。

- ③ 調査委員会は、不正使用と判定された調査対象者から異議申立てがあった場合、通報者に通知する。
- ④ 調査委員会は、通報が悪意であると判定された通報者から異議申立てがあった場合、通報者が所属する機関および調査対象者に通知する。
- ⑤ 調査委員会は、第1項の異議申立てがあった場合、異議申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査実施の有無について決定する。
- ⑥ 前項により、異議申立てを却下すべきと決定した場合は、不正行為が行われたと判定された調査対象者または悪意であると判定された通報者に当該決定を通知する。
- ⑦ 調査委員会は、異議申立書を受理した場合および前項の再調査実施の有無について、最高管理責任者に報告しなければならない。
- ⑧ 最高管理責任者は、第1項の異議申立てのうち、公的研究費の不正使用においては、本調査の内容、判定の結果、異議申立てがあったこと、異議申立ての却下および再調査実施の決定について、文部科学省および配分機関に報告しなければならない。

(再調査・再判定)

第13条 調査委員会は、異議申立てが妥当であると判断した場合、再調査・再判定を行う。

- ② 再調査・再判定は、第9条および第10条に定める調査および判定の手続きを準用する。
- ③ 最高管理責任者は、異議申立ての趣旨について新たな判断が必要となる場合には、調査委員の交代、追加または除外を行う。
- ④ 不正使用と判定された調査対象者の異議申立ての再調査の場合、本調査の結果を覆すに足る資料等の提出および再調査の協力を求め、協力が得られない場合には、再調査を打ち切ることができる。

(再調査・再判定結果の通知)

第14条 調査委員会は、再調査を行う場合は、50日以内に再判定を行い、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。この場合において、文書により調査対象者、調査対象者の所属する機関および通報者に通知する。

- ② 前項の規定にかかわらず、調査委員会は、悪意に基づく通報の再調査を行う場合、30日以内に再判定を行い、その結果を最高管理責任者に報告し、通報者、通報者が所属する機関および調査対象者に通知しなければならない。
- ③ 通報者および調査対象者は、第1項および第2項の判定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(決定および公表等)

第15条 最高管理責任者は、第10条第1項(異議申立てにより、再調査を行ったときは前条第2項。)の判定が行われた場合に、不正使用の有無、不正の内容、関与した者、その関与の程度、不正使用の相当額等について決定を行う。

- ② 最高管理責任者は、前項の決定の結果、不正使用の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる勧告および通知等を行う。
 - 1 調査対象者の所属する学部長等への勧告
 - 2 公的研究費の不正使用においては、通報等の受付から210日以内に配分機関に対し、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況および再発防止計画等の最終報告書の提出(期限までに調査が完了しない場合は中間報告書の提出)
 - 3 その他必要に応じて関連教育研究機関等への通知
- ③ 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用においては、第1項の決定の結果、不正使用が

確認されなかった場合においても、文部科学省および配分機関に通知しなければならない。

④ 最高管理責任者は、第10条第3項(異議申立てにより再調査を行ったときは前条第2項。)の悪意に基づく通報の確認が行われた場合に、悪意の有無、悪意の内容、関与した者、その関与の程度等について決定を行う。

⑤ 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用においては、前項の結果、悪意に基づく通報と決定した場合、通報者の所属長、文部科学省および配分機関に通知を行う。

⑥ 最高管理責任者は、研究活動の特定不正行為においては、第4項の決定の結果、悪意に基づく通報と確認されなかった場合においても、文部科学省および配分機関に通知しなければならない。

⑦ 最高管理責任者は、第1項の決定の結果、不正使用の存在が確認された場合は、個人情報等不開示に合理的な理由がある場合を除き、研究者氏名・所属、不正の内容、措置の内容、調査の方法・手順等を公表する。この場合において、公表事項について調査対象者の意見があるときには、その意見を付して公表する。

⑧ 最高管理責任者は、第1項で不正使用の存在が認められない事案のうち、調査内容が外部に漏えいしていた場合および論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

(措置)

第16条 前条の決定により不正使用が明らかになった場合は、次の各号の措置を行うものとする。

- 1 本学の研究者等による不正使用が明らかになった場合は、「南山大学教育職員に対する懲戒手続に関する規程」、「南山学園事務職員等に対する懲戒手続に関する規程」または「南山大学学生懲戒規程」を適用することができる。
- 2 本学の研究者等以外の者による不正使用が明らかになった場合は、速やかにその者の本務先に通知する。
- 3 不正な取引に関与した業者が確認された場合は、「南山大学公的研究費物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」の定めにより、取引停止等を行うことができる。
- 4 その他不正使用を排除するために要因を把握し、具体的な対策を講じなければならない。

② 前項に関わらず、不正使用が明らかになった場合は、必要な法的措置をとることができる。

(調査対象者の保護)

第17条 本学に所属するすべての者は、相当な理由なしに、単に調査がなされたことのみをもって、調査対象者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

② 最高管理責任者は、調査の結果、通報に係る不正使用の事実が認められなかった場合で、調査対象者の教育研究活動への支障または名誉棄損等があった場合は、その正常化または回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐する者の同席)

第18条 第6条から第13条までの手続きに際し、事情聴取等を行う場合または弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、通報者または調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

(協力義務)

第19条 不正使用に係る通報に関係する者は、当該通報に基づいて行われる調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(通報者の保護等)

第20条 本学に所属するすべての者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に

第4部 公的研究費の不正使用に係る調査等実施規則

通報したことおよび通報に基づいて行われた調査に協力したことを理由に、通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

② 通報窓口の担当者および調査委員長は、前項の通報に関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第21条 通報窓口の担当者および当該通報に携わる調査関係者は、通報者、調査対象者、通報内容および調査内容について、決定結果の公表まで、通報者および調査対象者の意に反して漏洩しないよう秘密保持を徹底しなければならない。

(事務)

第22条 不正使用が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部署の協力を得て、学長室が分掌する。

(規則の改正)

第23条 この規則の改正は、大学評議会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 南山大学公的研究費機関内外からの相談および通報受付手続要領（2007年11月1日施行）は、これを廃止する。